

- 大規模噴火災害時、A村職員は、車の所有者に関する安否状況の把握・安否不明者の特定を目的に、駐車場に停まっている車のナンバープレートから登山者を特定しようとした。
- 道路運送車両法の規定に基づき、運輸支局等の窓口にお問い合わせをすれば、登録事項証明書等の情報（氏名・住所等）を得ることができる。登録事項証明書等の情報から名簿を作成し、災害対策基本法第86条の15の安否情報の提供等を行うため、近隣市町村との安否不明者の確認や親族からの問い合わせに活用したいと考えている。

個人情報を取り扱う主体

取り扱う情報のフロー

個人情報の利用目的

A村防災担当課
職員



ナンバープレート情報の把握

A村防災担当課
職員



- ・ 運輸支局
- ・ 自動車検査登録事務所
- ・ 軽自動車検査協会

登録事項等証明書等の請求

登録事項等証明書等の交付

自動車所有者の名簿を作成



論点①
情報を取り扱う
目的・必要性

- ・ 車の所有者に関する安否状況の把握・安否不明者の特定

隣接市町村
防災担当課
職員等

論点②
個人情報保護上
の解釈

活用ケース1
他市町村への
避難有無の確認
のための名簿の提供

隣接市町村職員



A村防災担当課職員



論点③
情報提供者への措置要求

活用ケース2
親族等からの安否不明
確認への対応
(名簿に基づき口頭回答)

親族等



A村職員





想定されるケース

- 本事例においては、被災市町村の職員が、「**車の所有者に関する安否状況の把握・安否不明者の特定**」を利用目的として**個人情報**を取得することとなる。取得した個人情報のうち、氏名・住所の項目を活用し、**当該自治体内部での避難所名簿との照合、親族等からの問い合わせ対応、他自治体への提供による所有者の安否情報の確認・共有**等に活用したい。



論点

- 自治体においては、個人情報保護法第61条の法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り利用目的をできる限り特定したうえで、当該個人情報を保有することができる。**災害時に車の所有者に関する安否状況の把握・安否不明者の特定のために登録事項証明書情報等から名簿を作成し内部利用すること、その目的のために他の自治体に提供することは、提供元、提供先それぞれの自治体の災害対応業務を遂行する（災害対策基本法第86条の15の安否情報の提供等）ために必要な場合と判断できるのではないか。**
- なお、当該名簿の活用方法には、自治体間での避難者の避難場所の情報共有等が考えられることから、登録事項証明書等から取得した氏名、住所に加えて、避難場所の情報を記載することが必要ではないか。



個人情報保護法の関係条文

- 個人情報保護法**第69条第1項**において**利用目的内の利用及び提供**について、同条**第2項**において**利用目的外の利用及び提供**について、それぞれ規定されている。
- また、利用目的外の利用及び提供について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」において、「相当の理由があるとき」「特別の理由があるとき」についての趣旨が記載されている。



本事例における内閣府の解釈（案）

- 登録事項証明書等の情報から名簿を作成する自治体においては、個人情報保護法第61条のとおり、登録事項証明書等の情報を保有する際に**当該自治体内部での避難所名簿との照合、親族等からの問い合わせ対応、所有者の安否情報の確認・共有を目的とした他自治体への名簿の提供等**を利用目的として定め、**その利用目的の範囲内で利用・提供すべきではないか。**
- ただし、親族等からの問い合わせ対応については、作成した名簿の対象者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿している場合があることから、問い合わせ対応を行うにあたって、自治体において、当該者が住民基本台帳の閲覧等制限がされていないことを、当該者が居住している市町村に対して事前に確認することが必要ではないか。（なお、登録事項証明書の交付において、被害者が、DV等の被害について運輸支局へ申告している場合は、個人情報提供されない仕組みとなっているが、漏れがないように確認をするものである。）



(第三者提供の制限)

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）



(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。



○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

第四款 安否情報の提供等

第八十六条の十五 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。



○災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）

（安否情報の提供等）

第八条の三 法第八十六条の十五第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者（以下この条において「照会者」という。）は、都道府県知事又は市町村長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - 二 照会に係る被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
 - 三 照会をする理由
- 2 照会者は、前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める方法によることができる。
- 3 第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 一 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - 二 照会者が当該照会に係る被災者の親族（前号に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
 - 三 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合 照会に係る被災者について保有している安否情報の有無
- 4 前項の規定にかかわらず、第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。



個人情報保護法の関係条文

- 個人情報保護法第70条に、「保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求」が規定されている。
- また、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」において、「必要な制限」「必要な措置」についての趣旨が記載されている。



本事例における内閣府の解釈（案）

- 広域的連携が想定される地域の市区町村においては、平時から災害対応で共有されうる個人情報の取り扱いについて、その管理方法・保存期間を揃える、及び災害終息後の当該個人情報保有者への説明対応等を取り決めておくことが望ましいのではないか。



(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)
第七十条

行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

5-5-3 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

（略）「必要な制限」又は「必要な措置」としては、利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。



(新規登録の申請)

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

- 一 車名及び型式
- 二 車台番号（車台の型式についての表示を含む。以下同じ。）
- 三 原動機の型式
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 使用の本拠の位置
- 六 取得の原因

2 国土交通大臣は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

- 一 第七十一条第二項の規定による有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車 自動車予備検査証
- 二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）
- 三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第七十一条の二第一項に規定する構造等に関する事項をいう。）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものをいう。第九十四条の五第七項において同じ。） 保安基準適合証
- 四 第七十一条の二第一項の規定による有効な限定自動車検査証の交付を受けた後に第九十四条の五の二第一項の規定による有効な限定保安基準適合証の交付を受けている自動車 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

- 一 第三十三条第四項 譲渡証明書
- 二 第七十五条第五項 完成検査終了証
- 三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証
- 四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 第一項の申請は、新規検査の申請又は第七十一条第四項の交付の申請と同時にしなければならない。



(登録事項等証明書等)

第二十二條 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の規定により登録事項等証明書の交付を請求する者は、国土交通省令で定めるところにより、第百二条第一項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を請求することができる。

3 第九十六条の十五から第九十六条の十七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報提供機関」という。）は、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている情報（以下「登録情報」という。）の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託を受けて、その者に対し、国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電気通信回線を使用して送信する業務（以下「情報提供業務」という。）を行うため、国土交通大臣に対し、当該委託に係る登録情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。

4 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、第一項の規定による請求をする者又は前項の委託をする者について、国土交通省令で定める方法により本人であることの確認を行うものとする。

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自動車の所有者が当該自動車について第一項の規定による請求をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

6 国土交通大臣は、第一項の規定による請求若しくは第三項の委託が不当な目的によることが明らかとなるとき又は第一項の登録事項等証明書の交付若しくは第三項の登録情報の提供により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の第一項又は第三項の規定による請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

自動車登録規則

第四章 登録事項等証明書の交付等に係る手続

(交付請求及び提供請求の際の明示事項)

第二十六条 法第二十二条第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。

- 一 交付請求をする者の氏名及び住所
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号
 - (1) 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合
 - (2) (1)に掲げる場合のほか、登録事項等証明書を交付することについて特別の理由がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号

2 法第二十二条第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。

- 一 委託をする者の氏名又は名称及び住所
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項
 - (1) 登録情報に自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所（以下「所有者等情報」という。）が含まれていない場合
 - (2) 登録情報に含まれる所有者等情報によつて識別される自動車の所有者が当該自動車について登録情報の提供を受ける場合
 - (3) 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録情報の提供を受ける場合
 - (4) 法第六十三条の三第一項の規定による届出その他これに準ずる手続（以下この（４）において「届出等」という。）をした自動車製作者等が当該届出等に係る自動車の使用者の氏名又は名称及び住所を特定し、かつ、同項第一号及び第二号に掲げる事項その他これに準ずる事項を当該自動車の使用者に周知させるために登録情報の提供を受ける場合
 - (5) 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十三条の二第一項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関が同法第四十三条の三第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合
 - (6) 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第六項に規定する会社等が同法第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第十五条第一項の規定による料金の徴収若しくは同法第二十六条の規定による割増金の徴収を行うため、又は構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権者が同項の規定による利用料金の収受を行うために登録情報の提供を受ける場合
 - (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）第三十八条第一項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が同法第三十九条第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合
 - (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十二条第一項に規定する資金管理法人、同法第百五条に規定する指定再資源化機関又は同法第百十四条に規定する情報管理センターが、同法第九十三条に規定する業務、同法第百六条に規定する業務又は同法第百十五条に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 提供請求に係る自動車登録番号及び車台番号
- 三 登録情報のうち、委託をする者が編集し、又は加工することができるものの提供を受ける場合にあつては、委託をする者における登録情報の安全管理の方法